

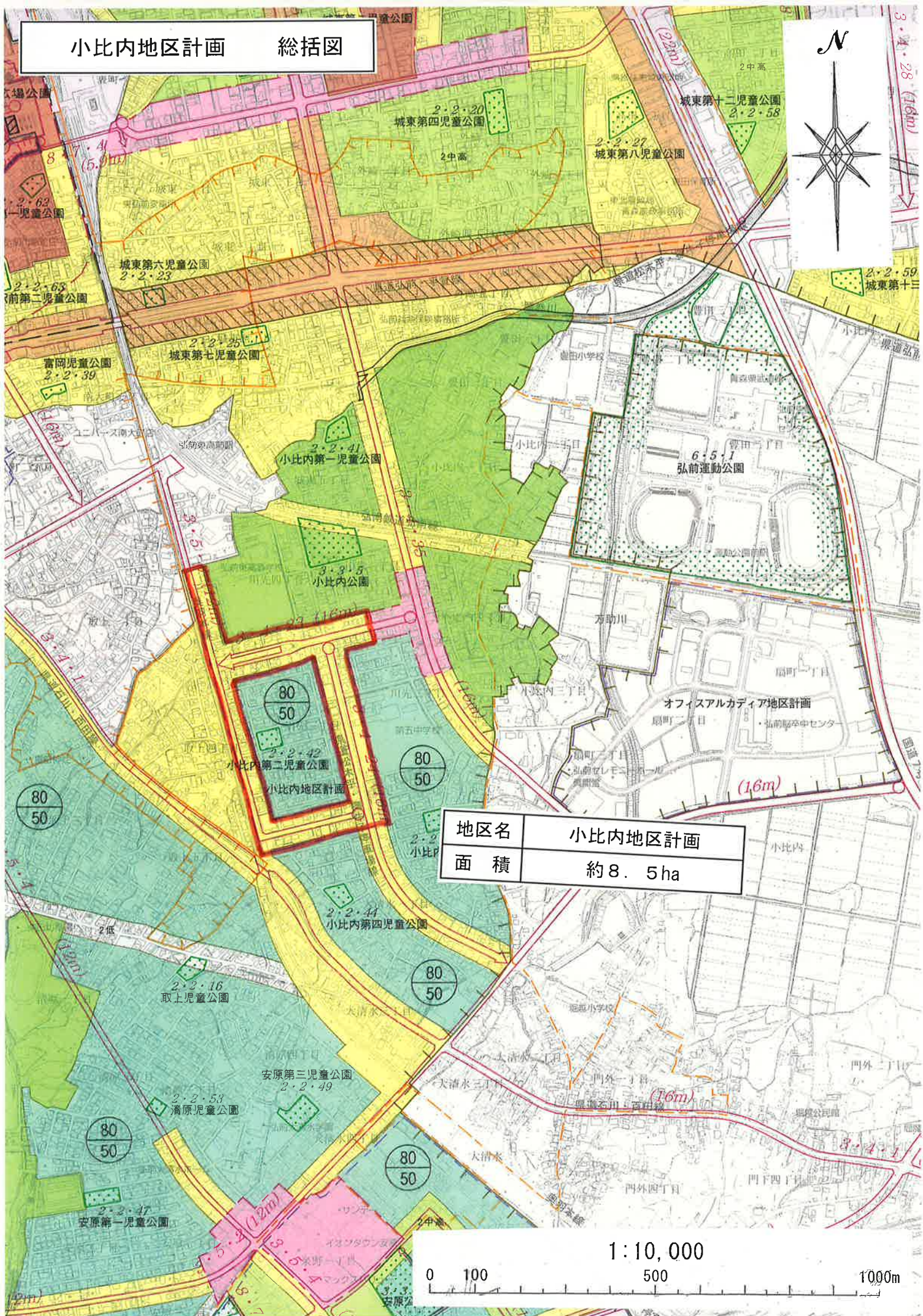
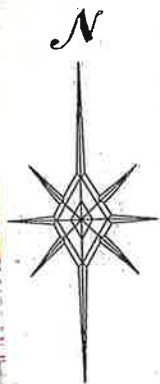
小比内地区計画

当初決定 平成 3年12月10日 弘前市告示第234号
 変更 平成 5年12月14日 弘前市告示第264号
 改正 平成29年12月25日 弘前市告示第590号

名 称		小比内地区計画
位 置		都市計画道路3・5・3号小比内桔梗野線、同3・4・23号小比内清水富田線、同3・4・24号小比内川先線の沿道の内、別図に掲げる区域とする。
面 積		約8.5ha
区域の整備・開発・保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は、市街地の東南部に位置し、小比内地区土地区画整理事業施行区域内にあって、当該事業により道路、公園等の公共施設及び宅地について計画的な整備が実施されている。 今後共、住宅環境を維持・保全するため地区計画を策定し、良好な住宅地の形成を図ろうとするものである。
	土地利用の方針	住宅地としてふさわしい環境を損なわないよう、沿道の土地利用を計画的に誘導することとする。
地区整備計画	建築物の用途の制限	(1)次に掲げる用途に供するために建築物を建築し、又は建築物の用途を変更してはならない。 イ.建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(に)項第4号に掲げるホテル又は旅館
備 考		市長が公益上必要な建築物で、用途上又は構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部又は一部の適用を除外することができる。

「地区計画の区域、地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

総括図



1:10,000

0 100

500

100.0m

本図面は縮小しておりますので、都市計画決定図書の縮尺（2,500分の1）とは異なります。

計画図

地区名	小比内地区計画
面積	約8.5ha

凡 例

	地区計画区域及び 地区整備計画区域
---	----------------------

0 50 100 200 300 400 500m